

平成 26 年度二国間クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査委託業務 公募要領

平成 26 年 5 月
環境省 地球環境局

事業の概要と目的

我が国は、先進的な低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism : JCM）を構築・実施しています。

平成 25 年 1 月のモンゴルをはじめとして、これまでにバングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ及びカンボジアの 11 か国との間で JCM を開始するための二国間文書に署名しており（平成 26 年 5 月現在）、現在、他の途上国についても、様々な場を活用して協議を行っています。平成 25 年 11 月に発表された「攻めの地球温暖化外交戦略」においても、平成 28 年までに署名国を 16 か国に倍増させることや、JCM プロジェクトの形成を支援していくことが示されています。

我が国が提案している JCM により、既存メカニズムの課題を克服し、途上国における新たな排出削減事業の発掘と低炭素社会実現の支援を推し進めるためには、JCM を通じて実施されるプロジェクトが真に温室効果ガス排出削減・吸収に寄与していることを実証することと、そのための方法論に基づいて算出される温室効果ガス排出削減・吸収量が測定・報告・検証（MRV）可能であることを併せて実証することが重要です。

このため、本委託業務では、JCM プロジェクトが実際にホスト国において実施可能かどうかを判断するための以下の調査を実施し、途上国における JCM プロジェクトを実現することを目的とします。

<公募対象>

- I. JCM 案件組成調査
- II. JCM 実現可能性調査
- III. REDD+実証調査

本調査の実施については、「平成 26 年度二国間クレジット制度に係る実現可能性調査等の運営等委託業務」の委託先である（公財）地球環境センターが事務局を務めます。各種問合せは以下の事務局連絡先をお願いします。

公益財団法人 地球環境センター 東京事務所 担当：坂内^{ほんない}、斎藤
住所：〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 19-4 本郷大関ビル 5 階
TEL : 03-6801-8860
E-mail : cdm-fs@gec.jp
URL : <http://gec.jp/jp/>

I. JCM 案件組成調査

1. 本調査の目的

JCM の下で実プロジェクトを組成し JCM 登録を目指すための、プロジェクトの実施計画・資金計画の立案と当該プロジェクトに適用可能な方法論の開発を行うことを目的とします。

2. 調査の概要

(1) 調査内容

本調査では、調査実施団体が翌年度に JCM プロジェクトとして登録申請することを前提としたプロジェクト計画を対象として、以下の事項を実施します。

- JCM プロジェクトの実施に向けた具体的な資金計画、詳細設計、工事計画、運営計画、実施体制、MRV 体制等を立案すること。
- JCM 合同委員会での承認を目的とした JCM 方法論案を構築すること。
- JCM 方法論構築に際してデフォルト値等の設定のために必要な場合には、類似の既稼働施設における実測を行うこと。
- JCM プロジェクト設計書 (PDD) 案を作成すること。
- ホスト国の担当省庁等に対して、説明資料等を作成し説明すること。
- ホスト国の関係者への理解促進のために効果的と見込まれる場合には、ホスト国関係者を日本に招聘し研修（技術実地視察を含む）を行うこと。

(2) 調査対象国

気候変動枠組条約 (UNFCCC) を批准しており、かつ、JCM の実施に可能性のある途上国とし、JCM を開始するための二国間文書に署名した国(今後署名される国を含む)を優先します。

(平成 26 年 5 月現在の署名国) モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア

(3) 対象分野

エネルギー起源 CO2 削減に資する分野

(4) 調査期間

契約締結日から平成 27 年 3 月 2 日 (月) を予定。

(5) 調査費用

委託費の上限額は 1 件当たり概ね 5,000 万円 (税抜) とします。なお、備品購入や設備設置等については対象経費として認められません。

3. 応募の条件

以下の (1) ~ (5) のすべての条件を満たすことのできる日本法人 (登記法人)。

※ 調査実施団体が調査対象の組成案件について、翌年度に JCM プロジェクトとして登録申請することを前提とします。

(1) 次の (a) ~ (c) のいずれかに該当すること。

- (a) 民間企業
- (b) 独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- (c) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (2) 調査を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (3) 調査を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。
- (4) 調査に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 本募集要項の別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

【共同提案による応募の場合の追加的応募資格】

- 2者以上の者が共同で提案を行う場合は、主提案者（採択後代表幹事となる者）と共同提案者を明確にした上で、その主たる調査を行う者が一括して応募すること（本委託業務の受託者は、応募を行った者とする）。
- 主提案者、共同提案者のいずれも上記（1）～（5）を満たしていること。

4. 応募方法

(1) 応募書類の書式について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の (i) ～ (vii) の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず各電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。応募書類に重大な不備等があった場合は、本委託業務の選定対象外となることがあります。

- | | | | |
|----------------------------|-------|--------------------------------|--|
| (i) 提案書（応募様式 I-1） | …………… | 1 団体当たり 1 部 | |
| (ii) 提案内容（応募様式 I-2）（概要、詳細） | } | まとめて 20 部
（両面コピー、左上ホッチキス止め） | |
| (iii) 経費内訳（応募様式 I-3） | | | |
| (iv) 提案団体の概要（応募様式 I-4） | | | |
| (v) 提案書の英文概要（Form I-5） | …………… | 1 案件当たり 1 部 | |
| (vi) 提案団体の参考資料 | …………… | 1 団体当たり 1 部 | |
| (vii) 上記(ii)～(v)までの電子媒体 | …………… | 1 団体当たり CD-R1 枚に収納 | |

<留意事項>

- (ii)提案内容に記載した内容は、採択後に作成する特記仕様書及び実施計画書に反映することを想定しているため、その点に留意して作成すること。
- 応募書類は、(v)を除き、すべて日本語で記入すること。
- 応募書類は、記入要領に従い、必要項目について漏れなく記入すること。

(2) 公募説明会

本募集要項に関する公募説明会を東京で開催します。
詳細は「公募説明会について」を参照してください。

(3) 質問の受付及び回答

本公募に関する質問がある場合は、次に従い提出してください。

- 1) 提出期限：平成 26 年 5 月 30 日（金）午後 5 時 00 分まで
- 2) 提出方法：電子メールにて事務局に送付すること（電子メールの件名は「質問：H26 JCM 案件組成調査」とすること）。
- 3) 回答方法：平成 26 年 6 月 4 日（水）中までに事務局のホームページに掲載する。

(4) 応募書類の提出期限及び提出方法について

- 1) 提出期限：平成26年6月10日（火）午後3時00分まで
- 2) 提出先：事務局
- 3) 提出方法：

- 応募書類は、提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）してください。ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。
- 応募書類の送付時に電子メールで事務局までその旨連絡してください。電子メールの件名は「H26JCM 案件組成調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。複数の案件に応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いても構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確に分かるようにしてください。
- 応募書類受付後、その旨を上記のメールに返信します。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のメールがない場合、送付過程でのトラブルが考えられますので、電話にて事務局までお問い合わせください。
- 受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。
- 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

4) 提出された応募書類について

- 応募書類等は返還しません。
- 応募書類等は、採択審査にのみに使用します。
- (v)提案書の英文概要は、応募された事業の概要をホスト国と情報共有するために、英文で最大2ページまでで作成いただくものです。(v)は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該ホスト国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承願います。また、ホスト国から(v)について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがあります。
- 不採択となった応募書類等は、非公表とします。
- 審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

5. 審査の実施

(1) 審査の方法

- 応募書類の内容について、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として事前書面審査及びヒアリング方式で行います。ヒアリングの実施日程は以下を予定し、ヒアリング実施日程は事務局より通知します。なお、応募書類記載内容によっては事前書面審査で不合格とし、ヒアリングを実施しない場合もあります。
平成26年6月13日（金）～6月20日（金）
- 一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成するJCMプロジェクト支援委員会（以下「支援委員会」という。）により最終採択審査を行います（平成26年6月下旬を予定）。

(2) 採択要件

審査は、事務局及び支援委員会において実施し、「平成26年度二国間クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査委託業務に係る提案書の評価基準表」に基づき、提出

された提案書を採点し、総合評価点が高いものの中から、さらに調査対象国や対象分野も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。

(3) 採択結果の公表

- 採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に文書で通知します（平成 26 年 6 月下旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省から公表します。
- 応募区分を変更したうえでの採択となる場合には、採択結果公表の前に提案者と別途相談します。
- 採択／不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。

6. 事業の流れ（予定）

(1) 見積書の提出

採択された調査案件については、指定期日（採択公表の数日後を予定）までに、提案書記載の積算内訳を踏まえ、採択金額に基づいた見積書を提出していただきます。

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。

(2) 契約の締結

見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、委託契約を締結し、調査開始となります。契約期間は、契約締結日から平成 27 年 3 月 2 日（月）とする予定です。

(3) 調査の実施

- 契約締結後から調査を開始していただきます。仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査を実施していただきます。
- 調査開始直後（原則 1 ヶ月以内）に第 1 回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。現地調査を行う際には、現地調査出発前に現地調査予定票を事務局に提出することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限は別途お知らせします。）現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局も同行させていただきます場合があります。
- ホスト国政府（省庁）関係者にアプローチする場合（現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含みます）は、事前に事務局の許可を得てください。
- 事務局では、ホスト国関係者と当該ホスト国の調査採択案件の進捗状況・結果について情報共有するためのホスト国協議会合（対象国は未定）を開催する予定です。対象ホスト国を調査対象とする調査実施団体に同会合への参加をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- JCM 方法論の開発に当たり、JCM 方法論作成ガイドライン（対象ホスト国において当該ガイドラインが策定されていない場合は、日本・モンゴル間の JCM において、合同委員会で採択されたもの（「Joint Crediting Mechanism Guidelines for Developing Proposed Methodology」）を参考とする）での要求事項と整合性を確保できるように、事務局が別に JCM 方法論開発支援を委託する団体との協力をお願いします。

(4) 結果の報告等

1) 調査実施期間中の調査結果の報告

- 毎月の調査内容及び進捗状況について、調査月報を事務局に提出していただきます。
- 平成 26 年 10 月上旬頃に中間報告書（和文）（JCM 方法論案（英文及び和文要約）添付）を提出していただきます。
※中間報告書は支援委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。
※中間報告書に関する支援委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します(平成 26 年 10 月下旬予定)ので必ず出席してください。
- 平成 27 年 1 月中旬には 3 月の最終報告書提出に先立ち、調査終了直前までの調査の結果を取り纏めた仮報告書を、概要版及び PDD 案とともに提出していただきます。
※仮報告書（概要版、PDD 案含む）は、支援委員会で評価を受けます。仮報告書に関する支援委員会の評価等についての理解を促進するために、最終レビュー会を開催します（平成 27 年 2 月予定）ので必ず出席してください。
- 平成 27 年 3 月 2 日（月）の契約終了予定日までに最終成果物として、最終報告書、調査報告サマリー（英文）、JCM 方法論案及び PDD 案を提出していただきます。
- 最終成果物は、国内外の関係者・事業者等の参考に供するため、ホームページで公表します。

2) 報告関連会合等への出席

以下の報告関連会合等へ出席し、調査結果について報告していただきます。

- (a) 調査成果報告会：平成 27 年 2 月下旬又は 3 月上旬予定
- (b) 温暖化対策シンポジウム：平成 27 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定
- (c) ホスト国協議会合

(5) 調査終了後について

調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的として、調査成果に関する資料の作成を行うことを想定していますので、そのための原稿作成について、協力をお願いする場合があります。

JCM プロジェクトの実現に向けての進捗状況等について、フォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

(6) その他

調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を採択調査案件の実施団体を対象に 7 月又は 8 月頃に開催しますので、出席してください。委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなるので、このような事態を避けるために開催するものです。なお、委託業務経費の算出等に当たっては、「環境省における経費の算出等に関する基本方針」

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf>) に従ってください。

7. 備考

応募状況に応じ、可能な場合には追加公募を行います。追加公募のスケジュールは、平成 26 年 7 月～8 月を想定しています。

II. JCM 実現可能性調査

1. 本調査の目的

JCM の下での実施が見込まれるプロジェクトを対象として、当該プロジェクトの実現に向けた実施計画・資金計画の立案と当該プロジェクトに適用可能な方法論の開発を行うことを目的とします。

2. 調査の概要

(1) 調査内容

本調査では、調査実施団体が翌年度以降に JCM プロジェクトとして登録申請することを目指して、以下の事項を実施します。

- JCM プロジェクトの実施に向けた具体的な資金計画、概略設計、工事計画、運営計画、実施体制、MRV 体制等を立案すること。
- JCM 合同委員会での承認を目的とした JCM 方法論案を構築すること。
- ホスト国の担当省庁等に対して、説明資料等を作成し説明すること。

(2) 調査対象国

気候変動枠組条約 (UNFCCC) を批准しており、かつ、JCM の実施に可能性のある途上国とし、JCM を開始するための二国間文書に署名した国(今後署名される国を含む)を優先します。

(平成 26 年 5 月現在の署名国) モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア)

(3) 対象分野

エネルギー起源 CO2 削減に資する分野

(4) 調査期間

契約締結日から平成 27 年 3 月 2 日 (月) を予定。

(5) 調査費用

委託費の上限額は 1 件当たり概ね 2,000 万円 (税抜) とします。なお、備品購入や設備設置等については対象経費として認められません。

3. 応募の条件

以下の (1) ~ (5) のすべての条件を満たすことのできる日本法人 (登記法人)。

(1) 次の (a) ~ (c) のいずれかに該当すること。

- (a) 民間企業
- (b) 独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (c) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(2) 調査を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

(3) 調査を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。

(4) 調査に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

(5) 本募集要項の別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

【共同提案による応募の場合の追加的応募資格】

- 2者以上の者が共同で提案を行う場合は、主提案者（採択後代表幹事となる者）と共同提案者を明確にした上で、その主たる調査を行う者が一括して応募すること（本委託業務の受託者は、応募を行った者とする）。
- 主提案者、共同提案者のいずれも上記（1）～（5）を満たしていること。

4. 応募方法

（1）応募書類の書式について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の（i）～（vii）の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず各電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。応募書類に重大な不備等があった場合は、本委託業務の選定対象外となることがあります。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| (i) 提案書（応募様式 II-1） | 1 団体当たり 1 部 |
| (ii) 提案内容（応募様式 II-2）（概要、詳細） | } まとめて 20 部
（両面コピー、左上ホッチキス止め） |
| (iii) 経費内訳（応募様式 II-3） | |
| (iv) 提案団体の概要（応募様式 II-4） | |
| (v) 提案書の英文概要（Form II-5） | 1 案件当たり 1 部 |
| (vi) 提案団体の参考資料 | 1 団体当たり 1 部 |
| (vii) 上記(ii)～(v)までの電子媒体 | 1 団体当たり CD-R1 枚に収納 |

<留意事項>

- (ii)提案内容に記載した内容は、採択後に作成する特記仕様書及び実施計画書に反映することを想定しているため、その点に留意して作成すること。
- 応募書類は、(v)を除き、すべて日本語で記入すること。
- 応募書類は、記入要領に従い、必要項目について漏れなく記入すること。

（2）公募説明会

本募集要項に関する公募説明会を東京で開催します。
詳細は「公募説明会について」を参照してください。

（3）質問の受付及び回答

本公募に関する質問がある場合は、次に従い提出してください。

- 1) 提出期限：平成 26 年 5 月 30 日（金）午後 5 時 00 分まで
- 2) 提出方法：電子メールにて事務局に送付すること（電子メールの件名は「質問：H26 JCM 実現可能性調査」とすること）。
- 3) 回答方法：平成 26 年 6 月 4 日（水）中までに事務局のホームページに掲載する。

（4）応募書類の提出期限及び提出方法について

- 1) 提出期限：平成 26 年 6 月 10 日（火）午後 3 時 00 分まで
- 2) 提出先：事務局
- 3) 提出方法：
 - 応募書類は、提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）してください。ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。

- 応募書類の送付時に電子メールで事務局までその旨連絡してください。電子メールの件名は「H26JCM 実現可能性調査【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。複数の案件に応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いても構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確に分かるようにしてください。
- 応募書類受付後、その旨を上記のメールに返信します。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のメールがない場合、送付過程でのトラブルが考えられますので、電話にて事務局までお問い合わせください
- 受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。
- 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

4) 提出された応募書類について

- 応募書類等は返還しません。
- 応募書類等は、採択審査にのみに使用します。
- (v)提案書の英文概要は、応募された事業の概要をホスト国と情報共有するために、英文で最大2ページまでで作成いただくものです。(v)は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該ホスト国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承ください。また、ホスト国から(v)について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがあります。
- 不採択となった応募書類等は、非公表とします。
- 審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

5. 審査の実施

(1) 審査の方法

- 応募書類の内容について、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として事前書面審査及びヒアリング方式で行います。ヒアリングの実施日程は以下を予定し、ヒアリング実施日程は事務局より通知します。なお、応募書類記載内容によっては事前書面審査で不合格とし、ヒアリングを実施しない場合もあります。
平成26年6月13日（金）～6月20日（金）
- 一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成するJCMプロジェクト支援委員会（以下「支援委員会」という。）により最終採択審査を行います（平成26年6月下旬を予定）。

(2) 採択要件

審査は、事務局及び支援委員会において実施し、「平成26年度二国間クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査委託業務に係る提案書の評価基準表」に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が高いものの中から、さらに調査対象国や対象分野も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。

(3) 採択結果の公表

- 採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に文書で通知します（平成26年6月下旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省から公表します。

- 応募区分を変更したうえでの採択となる場合には、採択結果公表の前に提案者と別途相談します。
- 採択／不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。

6. 事業の流れ（予定）

（1）見積書の提出

採択された調査案件については、指定期日（採択公表の数日後を予定）までに、提案書記載の積算内訳を踏まえ、採択金額に基づいた見積書を提出していただきます。

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。

（2）契約の締結

見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、委託契約を締結し、調査開始となります。契約期間は、契約締結日から平成 27 年 3 月 2 日（月）とする予定です。

（3）調査の実施

- 契約締結後から調査を開始していただきます。仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査を実施していただきます。
- 調査開始直後（原則 1 ヶ月以内）に第 1 回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。現地調査を行う際には、現地調査出発前に現地調査予定票を事務局に提出することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限は別途お知らせします。）現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局も同行させていただきます場合があります。
- ホスト国政府（省庁）関係者にアプローチする場合（現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含みます）は、事前に事務局の許可を得てください。
- 事務局では、ホスト国関係者と当該ホスト国の調査採択案件の進捗状況・結果について情報共有するためのホスト国協議会合（対象国は未定）を開催する予定です。対象ホスト国を調査対象とする調査実施団体に同会合への参加をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- JCM 方法論の開発に当たり、JCM 方法論作成ガイドライン（対象ホスト国において当該ガイドラインが策定されていない場合は、日本・モンゴル間の JCM において、合同委員会で採択されたもの（「Joint Crediting Mechanism Guidelines for Developing Proposed Methodology」）を参考とする）での要求事項と整合性を確保できるように、事務局が別に JCM 方法論開発支援を委託する団体との協力をお願いします。

（4）結果の報告等

1) 調査実施期間中の調査結果の報告

- 毎月の調査内容及び進捗状況について、調査月報を事務局に提出していただきます。
- 平成 26 年 10 月上旬頃に中間報告書（和文）（JCM 方法論案（英文及び和文要約）添付）を提出していただきます。

※中間報告書は、支援委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。

- ※中間報告書に関する支援委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します(平成26年10月下旬予定)ので必ず出席してください。
- 平成27年1月中旬には3月の最終報告書提出に先立ち、調査終了直前までの調査の結果を取り纏めた仮報告書を、概要版及びPDD案とともに提出していただきます。
- ※仮報告書(概要版、PDD案含む)は、支援委員会で評価を受けます。仮報告書に関する支援委員会の評価等についての理解を促進するために、最終レビュー会を開催します(平成27年2月予定)ので必ず出席してください。
- 平成27年3月2日(月)の契約終了予定日までに最終成果物として、最終報告書、調査報告サマリー(英文)、JCM方法論案及びPDD案を提出していただきます。
 - 最終成果物は、国内外の関係者・事業者等の参考に供するため、ホームページで公表します。

2) 報告関連会合等への出席

以下の報告関連会合等へ出席し、調査結果について報告していただきます。

- (a) 調査成果報告会：平成27年2月下旬又は3月上旬予定
- (b) 温暖化対策シンポジウム：平成27年2月中旬又は3月上旬予定
- (c) ホスト国協議会合

(5) 調査終了後について

調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的として、調査成果に関する資料の作成を行うことを想定していますので、そのための原稿作成について、協力をお願いする場合があります。

JCMプロジェクトの実現に向けての進捗状況等について、フォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

(6) その他

調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を採択調査案件の実施団体を対象に7月又は8月頃に開催しますので、出席してください。委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなるので、このような事態を避けるために開催するものです。なお、委託業務経費の算出等に当たっては、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf>) に従ってください。

7. 備考

応募状況に応じ、可能な場合には追加公募を行います。追加公募のスケジュールは、平成26年7月～8月を想定しています。

III.REDD+実証調査

1. 本調査の目的

JCM を活用して REDD+を行うため、プロジェクトの実施計画・資金計画の立案と当該プロジェクトに適用可能な方法論の開発及び実証を行うことを目的とします。

2. 調査の概要

(1) 調査内容

本調査では、調査実施団体が翌年度以降に JCM プロジェクトとして登録申請することを目指して、以下の事項を実施します。

- JCM プロジェクトの実施に向けた具体的な資金計画、工事計画、運営計画、実施体制、MRV 体制等を立案すること。
- JCM 合同委員会での承認を目的とした JCM 方法論案を構築すること。
- 当該 JCM 方法論案を用いて、CO₂ 排出回避量等を実測すること。
- ホスト国の担当省庁等に対して、説明資料等を作成し説明すること。

(2) 調査対象国

JCM を開始するための二国間文書に署名した国（今後署名される国を含む）。

（平成 26 年 5 月現在の署名国）モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア

(3) 対象分野

REDD+を含む森林吸収源等非エネルギー起源 CO₂ 削減・吸収に資する分野

(4) 調査期間

契約締結日から平成 27 年 3 月 2 日（月）を予定。

(5) 調査費用

委託費の上限額は 1 件当たり概ね 2,000 万円（税抜）とします。なお、備品購入や設備設置等については対象経費として認められません。

3. 応募の条件

以下の（1）～（5）のすべての条件を満たすことのできる日本法人（登記法人）。

(1) 次の（a）～（c）のいずれかに該当すること。

- (a) 民間企業
- (b) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (c) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

(2) 調査を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

(3) 調査を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。

(4) 調査に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

(5) 本募集要項の別紙に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

【共同提案による応募の場合の追加的応募資格】

- 2者以上の者が共同で提案を行う場合は、主提案者（採択後代表幹事となる者）と共同提案者を明確にした上で、その主たる調査を行う者が一括して応募すること（本委託業務の受託者は、応募を行った者とする）。
- 主提案者、共同提案者のいずれも上記（1）～（5）を満たしていること。

4. 応募方法

（1）応募書類の書式について

応募に当たり提出が必要となる書類は以下の（i）～（vii）の書類とします。応募書類の作成に当たっては、必ず各電子ファイルをダウンロードし、所定の様式に従って作成するようお願いします。応募書類に重大な不備等があった場合は、本委託業務の選定対象外となることがあります。

- | | | |
|------------------------------|-------|--------------------------------|
| (i) 提案書（応募様式 I-1） | …………… | 1 団体当たり 1 部 |
| (ii) 提案内容（応募様式 III-2）（概要、詳細） | } | まとめて 20 部
（両面コピー、左上ホッチキス止め） |
| (iii) 経費内訳（応募様式 I-3） | | |
| (iv) 提案団体の概要（応募様式 I-4） | | |
| (v) 提案書の英文概要（Form I-5） | …………… | 1 案件当たり 1 部 |
| (vi) 提案団体の参考資料 | …………… | 1 団体当たり 1 部 |
| (vii) 上記(ii)～(v)までの電子媒体 | …………… | 1 団体当たり CD-R1 枚に収納 |

<留意事項>

- (ii)提案内容に記載した内容は、採択後に作成する特記仕様書及び実施計画書に反映することを想定しているため、その点に留意して作成すること。
- 応募書類は、(v)を除き、すべて日本語で記入すること。
- 応募書類は、記入要領に従い、必要項目について漏れなく記入すること。

（2）公募説明会

本募集要項に関する公募説明会を東京で開催します。
詳細は「公募説明会について」を参照してください。

（3）質問の受付及び回答

本公募に関する質問がある場合は、次に従い提出してください。

- 1) 提出期限：平成 26 年 5 月 30 日（金）午後 5 時 00 分まで
- 2) 提出方法：電子メールにて事務局に送付すること（電子メールの件名は「質問：H26 REDD+実証調査」とすること）。
- 3) 回答方法：平成 26 年 6 月 4 日（水）中までに事務局のホームページに掲載する。

（4）応募書類の提出期限及び提出方法について

- 1) 提出期限：平成 26 年 6 月 10 日（火）午後 3 時 00 分まで
- 2) 提出先：事務局
- 3) 提出方法：
 - 応募書類は、提出場所に持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）してください。ファックス及び電子メール（インターネット）での提出は認めません。

- 応募書類の送付時に電子メールで事務局までその旨連絡してください。電子メールの件名は「H26REDD+実証調査応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。複数の案件に応募される場合、電子メールでの連絡は一度にまとめてして頂いても構いませんが、それぞれの案件の調査名等が明確に分かるようにしてください。
- 応募書類受付後、その旨を上記のメールに返信します。当方へ送付後、1週間程度しても受領確認のメールがない場合、送付過程でのトラブルが考えられますので、電話にて事務局までお問い合わせください。
- 受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募課題として受け付けません。また、応募書類受領後の記入事項の修正、再提出や差し替えは認めません。
- 応募書類に不備がある場合には、応募が無効となる場合があります。

4) 提出された応募書類について

- 応募書類等は返還しません。
- 応募書類等は、採択審査にのみに使用します。
- (v)提案書の英文概要は、応募された事業の概要をホスト国と情報共有するために、英文で最大2ページまでで作成いただくものです。(v)は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該ホスト国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承願います。また、ホスト国から(v)について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがあります。
- 不採択となった応募書類等は、非公表とします。
- 審査の結果、契約相手になった者が提出した提案書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合があります。

5. 審査の実施

(1) 審査の方法

- 応募書類の内容について、事務局による「一次審査」を実施します。一次審査は原則として事前書面審査及びヒアリング方式で行います。ヒアリングの実施日程は以下を予定し、ヒアリング実施日程は事務局より通知します。なお、応募書類記載内容によっては事前書面審査で不合格とし、ヒアリングを実施しない場合もあります。
平成26年6月13日（金）～6月20日（金）
- 一次審査の結果を踏まえ、有識者・専門家で構成するJCMプロジェクト支援委員会（以下「支援委員会」という。）により最終採択審査を行います（平成26年6月下旬を予定）。

(2) 採択要件

審査は、事務局及び支援委員会において実施し、「平成26年度二国間クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査委託業務に係る提案書の評価基準表」に基づき、提出された提案書を採点し、総合評価点が高いものの中から、さらに調査対象国や対象分野も考慮し、予算総額の範囲内において選定し、契約候補者とします。

(3) 採択結果の公表

- 採択・不採択の結果については、応募団体宛（提案書に記載のある住所）に文書で通知します（平成26年6月下旬を予定）。合わせて、採択案件の調査名及び団体名を環境省から公表します。

- 応募区分を変更したうえでの採択となる場合には、採択結果公表の前に提案者と別途相談します。
- 採択／不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。

6. 事業の流れ（予定）

（1）見積書の提出

採択された調査案件については、指定期日（採択公表の数日後を予定）までに、提案書記載の積算内訳を踏まえ、採択金額に基づいた見積書を提出していただきます。

なお、見積書は、契約締結時に提出いただく実施計画書添付の積算との整合性が求められるため、提案書作成段階から、実際の調査費用を勘案した上で作成するよう、心がけてください。

（2）契約の締結

見積書の内容を精査した上で、調査費を調査実施団体と調整・合意後、委託契約を締結し、調査開始となります。契約期間は、契約締結日から平成 27 年 3 月 2 日（月）とする予定です。

（3）調査の実施

- 契約締結後から調査を開始していただきます。仕様書及び実施計画書に基づき、調査実施団体が主体となって、現地側と協力しながら調査を実施していただきます。
- 調査開始直後（原則 1 ヶ月以内）に第 1 回現地調査を実施していただき、現地側との折衝により実質的な調査の開始に着手していただきます。現地調査を行う際には、現地調査出発前に現地調査予定票を事務局に提出することとし、現地調査終了後（帰国後）に現地調査報告書を提出していただきます。（様式及び提出期限は別途お知らせします。）現地調査には、必要性・重要性を考慮して、事務局も同行させていただきます場合があります。
- ホスト国政府（省庁）関係者にアプローチする場合（現地調査で訪問するアポを取るためのコンタクトも含みます）は、事前に事務局の許可を得てください。
- 事務局では、ホスト国関係者と当該ホスト国の調査採択案件の進捗状況・結果について情報共有するためのホスト国協議会合（対象国は未定）を開催する予定です。対象ホスト国を調査対象とする調査実施団体に同会合への参加をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- JCM 方法論の開発に当たり、REDD+分野における JCM 方法論作成ガイドライン構築に貢献できるように、環境省が別に実施している「平成 26 年度二国間クレジット制度の構築に係る途上国等人材育成支援委託業務」の委託先との協力をお願いします。

（4）結果の報告等

1) 調査実施期間中の調査結果の報告

- 毎月の調査内容及び進捗状況について、調査月報を事務局に提出していただきます。
- 平成 26 年 10 月上旬頃に中間報告書（和文）（JCM 方法論案（英文及び和文要約）添付）を提出していただきます。
 ※中間報告書は、支援委員会で評価を受けますが、その結果によっては、契約期間内であっても調査を打ち切る場合があります。
 ※中間報告書に関する支援委員会の評価等についての理解を促進するために、中間レビュー会を開催します(平成 26 年 10 月下旬予定)ので必ず出席してください。

- 平成 27 年 1 月中旬には 3 月の最終報告書提出に先立ち、調査終了直前までの調査の結果を取り纏めた仮報告書を、概要版及び PDD 案とともに提出していただきます。
- ※仮報告書（概要版、PDD 案含む）は、支援委員会で評価を受けます。仮報告書に関する支援委員会の評価等についての理解を促進するために、最終レビュー会を開催します（平成 27 年 2 月予定）ので必ず出席してください。
- 平成 27 年 3 月 2 日（月）の契約終了予定日までに最終成果物として、最終報告書、調査報告サマリー（英文）、JCM 方法論案及び PDD 案を提出していただきます。
- 最終成果物は、国内外の関係者・事業者等の参考に供するため、ホームページで公表します。

2) 報告関連会合等への出席

以下の報告関連会合等へ出席し、調査結果について報告していただきます。

- (a) 調査成果報告会：平成 27 年 2 月下旬又は 3 月上旬予定
- (b) 温暖化対策シンポジウム：平成 27 年 2 月中旬又は 3 月上旬予定
- (c) ホスト国協議会合

(5) 調査終了後について

調査終了後の国際会議等でのアウトリーチを目的として、調査成果に関する資料の作成を行うことを想定していますので、そのための原稿作成について、協力をお願いする場合があります。

JCM プロジェクトの実現に向けての進捗状況等について、フォローアップ調査を行いますので、ご協力をお願いします。

(6) その他

調査費の適正支出、及び調査終了後の委託費確定検査の準備を確実に実施していただくために、事務処理説明会を採択調査案件の実施団体を対象に 7 月又は 8 月頃に開催しますので、出席してください。委託費の適正処理がなされていない場合は、委託費としての計上が認められず、最終的にお支払いできなくなるので、このような事態を避けるために開催するものです。なお、委託業務経費の算出等に当たっては、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」

(<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf>) に従ってください。

7. 備考

応募状況に応じ、可能な場合には追加公募を行います。追加公募のスケジュールは、平成 26 年 7 月～8 月を想定しています。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

公募説明会について

以下の日程により、東京において公募説明会を開催します。公募説明会は、「I. JCM 案件組成調査」、「II. JCM実現可能性調査」及び「III.REDD+実証調査」のすべての公募を対象としたものです。応募を予定されている方、ご関心のある方は極力出席をお願いします。

日 時 : 平成26年5月29日(木) 午後2時00分～午後4時00分

場 所 : TKP 赤坂駅カンファレンスセンター 14B

(URL : <http://tkpakasaka-cc.net/access.shtml>)

申込先 : 「平成26年度二国間クレジット制度の構築に係る実現可能性等調査委託業務公募説明会」に参加する旨と必要事項をご記入の上、5月28日(水)までに電子メールにてお申し込み下さい。

E-mail : cdm-fs@gec.jp

必要事項 : a.会社名、b.所属、c.役職、d.氏名、e.電話番号、f.メールアドレス

当日はお名刺を御持参のうえ、直接会場にお越し下さい。

申込多数でご参加いただけない場合にのみ、ご連絡致します。

その他 : 説明会では資料を配布しませんので、公募要領等は各自で印刷の上御持参願います。